

新発田市運輸・交通等事業者燃油高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の燃油価格高騰により経営維持が困難となっている運輸・交通・移動販売事業者等に対し、予算の範囲内で新発田市運輸・交通等事業者燃油高騰対策補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、新発田市補助金交付規則(昭和33年新発田市規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 新発田市内に本社又は本店等を有し、一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者
- (2) 新発田市内に本社又は本店等を有し、一般貨物自動車運送事業を営む事業者
- (3) 新発田市内に本社又は本店等を有し、一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者
- (4) 新発田市内に本社又は本店等を有し、保健所の営業許可を受けた車両又は保健所に届出がなされた車両により飲食物の販売を営む事業者
- (5) 新発田市内に本社又は本店等を有し、公安委員会に認定された自動車運転代行業を営む事業者
- (6) 前各号以外の者で、新発田市内に本社又は本店等を有し、主たる業が物・品等を運搬する事業者のうち市長が特に必要と認める事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等

が新発田市暴力団排除条例（平成 24 年新発田市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの。

(2) 宗教的又は政治的目的を持って事業を行っているとして認められる事業者

(3) 事業内容が公序良俗に反すると認められる事業者

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、新発田市内の本社又は本店等に配置している令和 4 年 6 月 1 日現在の事業用車両 1 台につき 10 万円とする。

2 前項に規定するほか、補助対象となる車両、補助対象の上限台数等は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請等）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、令和 4 年 8 月 31 日までに新発田市運輸・交通等事業者燃油高騰対策補助金交付申請書兼請求書（別記第 1 号様式。以下「交付申請書兼請求書」という。）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、補助金の実績報告を兼ねるものとする。

3 市長は、特に必要と認めるときは、第 1 項に規定する期日を変更することができるものとする。

（交付の可否の通知等）

第 5 条 市長は、交付申請書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を可としたときは、新発田市運輸・交通等事業者燃油高騰対策補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第 2 号様式）により、補助金の交付を否としたときは、新発田市運輸・交通等事業者燃油高騰対策補助金不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、当該申請事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第6条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額の決定及び確定を行った後に支払うものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に規定する事業者には該当しないと判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) その他市長が交付を取り消すことが必要であると判断したとき。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(要綱の廃止)

第8条 市長は、社会情勢の変化等により、補助金の必要がなくなったと判断するときは、この要綱を廃止することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から実施する。

別表（第3条関係）

事業者の種別	対象車両	補助対象上限台数 (補助金上限額)
第2条第1項第1号該当(一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者)	バス(定員18人以上のものに限る。)	5台 (50万円)
第2条第1項第2号該当(一般貨物自動車運送事業を営む事業者)	トラック	5台 (50万円)
第2条第1項第3号該当(一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者)	タクシー	3台 (30万円)
第2条第1項第4号該当(保健所の営業許可を受けた車両又は保健所に届出がなされた車両により飲食物の販売を営む事業者)	移動販売車 (キッチンカーの類を含む。)	3台 (30万円)
第2条第1項第5号該当(公安委員会に認定された自動車運転代行業を営む事業者)	損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約を締結している伴走用自動車	3台 (30万円)
第2条第1項第6号該当(前各号以外の者で、主たる業が物・品等を運搬する事業者のうち市長が特に必要と認める事業者)	その業を営むにおいて使用する車両	3台 (30万円)